

令和5年4月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資料目次

| | |
|---|----|
| ア 久喜市議会令和5年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について | 1 |
| イ 久喜市議会令和5年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について | 17 |
| ウ 久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申について | 18 |
| エ 令和5・6年度久喜市教育委員会研究委嘱について | 19 |
| オ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について | 20 |
| カ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について | 別紙 |
| キ 久喜市教育委員会表彰について | 22 |
| ク 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について | 24 |
| ケ 久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について | 25 |
| コ 久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指定について | 30 |

ア 久喜市議会令和5年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について

| | | |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-2 | 通告第 5 号 | 榎本 英明 議員 |
|----------|---------|----------|

《質問事項》

3 久喜市立菖蒲中学校スクールバスのその後について

《質問の要旨》

- (1) 令和5年度のバス停箇所に変更はありますか。
- (2) 令和5年度のバス停別利用者数を学年別に伺う。
- (3) 現状で、バス停を利用する生徒の徒歩と自転車との割合を伺う。
- (4) バス通学をしていない生徒がいるかを伺う。
- (5) 燃料費高騰等によるバス会社との契約はどの様になっているかを伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

菖蒲中学校スクールバスの乗降場所につきまして、令和5年度は、既存の5か所に加え1か所を新設する予定でございます。

次に、(2) でございます。

令和5年度のバス利用者数は確定していないことから、令和4年度における、各乗降場所の学年別利用者数を申し上げます。

なお、利用者数は、利用届を提出している人数でございます。

「上柏間地内第30区集会所前」は、2年生1人、3年生1人、「上柏間地内県道行田蓮田線」は、2年生2人、3年生3人、「鎮守の森公園」は、1年生7人、2年生9人、3年生8人、「下柏間地内宿集会所前」は、1年生9人、2年生4人、3年生3人、「八雲神社前」は、1年生1人、3年生3人でございます。

次に、(3) でございます。

自宅から乗降場所までは、徒歩を基本としておりますが、統合にあたり、保護者から乗降場所に自転車置き場設置の要望がありましたことから、教育委員会が窓口となり、乗降場所付近の施設の管理者及び土地所有者にご説明し、自転車置き場を設置することについて、ご了解をいただいたという経緯がございます。

現在、バスを利用する生徒51人のうち、自転車通学届を提出している人数は34人でございまして、届出上の自転車の割合は約67パーセントでございます。

次に、(4) でございます。

令和4年度のバス利用対象者で、バスを利用しない旨の届出をしている生徒は、2人でございます。

次に、(5) でございます。

バス会社との契約には、燃料費高騰等に関する事項は明記しておりませんが、契約に定めのない事項については、双方で協議し、決定することとしております。

発言番号 2-1

通告第 9 号

田村 栄子 議員

《質問事項》

4 アマチュア無線の活用推進は

《質問の要旨》

(2) 今後、有資格者の指導のもとで小中学生の無線体験の機会を設けることは、電波の利活用の可能性や楽しさを身近に暮らしの中で理科の実体験をひろげる意味でも有効であり実現可能と考えるが、如何か。

【答弁原稿】

次に、大項目4の(2)のご質問に対してご答弁申し上げます。

小中学校のアマチュア無線の実体験が拡大されたことにつきましては、令和4年10月3日に開催された、定例校長研究協議会において各学校にお知らせしております。

アマチュア無線体験は、児童生徒が電波の利活用の可能性や楽しさを実感し、身近な暮らしの中の体験を通して、ワイヤレス IoT 人材の裾野を広げることが期待できますことから、人材や機材など実施する条件が整った場合には、学校に案内したいと考えております。

発言番号 3-3

通告第 7 号

大谷 和子 議員

《質問事項》

1 無形民俗文化財、地域の祭事など伝統行事の新型コロナウイルスの影響と今後について

《質問の要旨》

(1) 3年続けて中止となっている祭りは。活動状況を把握しているか。

(2) 地域コミュニティへの影響も心配される。市内の状況は。

- (3) 活動継続の支援は考えているか。
- (4) 再開、継続に市としてどのような支援ができるか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問のうち、教育委員会が所管する部分に対しましてご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

教育委員会において無形民俗文化財として把握している神楽や獅子舞のうち、令和2年度から令和4年度にかけて3年続けて中止になっているのは、「除堀の獅子舞」「八甫の獅子舞」「西大輪の獅子舞」「中妻の獅子舞・棒術」「古久喜の獅子舞」の5団体6行事でございます。

また、郷土伝統芸能の伝承活動を行っている団体に対する教育委員会の支援事業のなかで、先に申し上げた獅子舞の5団体を含めて、全体で20団体の練習等の活動状況を把握しているところでございます。

次に、(2) でございます。

市内の神楽や獅子舞の状況といたしましては、ときには会員の高齢化や後継者不足等の課題についてお話を伺うこともございますが、今回改めて確認しましたところ、むしろ実施に向けた前向きなお話が多いと認識しているところでございます。

次に、(3) と (4) につきましては、関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

神楽や獅子舞の活動につきましては、保存団体ごとに課題はあるものの、継続を危ぶむほどのお話は、現在のところ伺っておりません。

一方、伝承や継承に向けての支援は、教育委員会としても、コロナ禍前から様々な機会を捉えて実施してまいりました。

今後も、無形民俗文化財である神楽や獅子舞を未来に残していくために、教育委員会として可能な支援を続けてまいります。

発言番号 3-3

通告第 7 号

大谷 和子 議員

《質問事項》

2 学校における行事や体験活動の在り方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等により、学校行事について、時間短縮だけに重点を置いているのではないかと不満の声が聞こえてくる学校もある。子どもたちの体験活動に差が出ていると感じている。教育委員会のご所見を伺う。

《質問の要旨》

- (1) 「昨年度やらなかったから、今年度もやらなくていい」などの安易な削減をしたりしている学校はないか。
- (2) 学校行事は子供たち自身が活動に取り組み、振り返りを次の活動や課題解決に生かすことができる事が求められるが、各校の取り組みに温度差はないか。
- (3) コロナウイルス感染症法上の分類が5月には5類に移行する。令和5年度の学校行事、特別活動等については、どのように取り組んでいくのか。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

児童生徒の充実した学校生活の実現のためには、コロナ禍においても感染防止対策を徹底しつつ、教育活動の円滑な実施に取り組むことが重要です。

令和2年3月からの新型コロナウイルスの厳しい状況にあっても、運動会や体育祭、林間学校、修学旅行等の学校行事が、他市町では一括中止する中、本市では各学校が児童生徒や保護者、学校運営協議会等の意見を聞き、感染対策を十分講じた上で実施できることとしました。

従いまして、令和2年度、3年度については、規模の縮小や実施の延期、代替等を行った学校もありますが、多くの小中学校で学校行事を実施しております。

令和4年度については、計画された学校行事や校外学習を中止した学校はございませんが、調理実習など一部の教育活動については、文部科学省や県教委の通知により、「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動」とされていることから、実施を見合せている学校もあります。この場合も、各家庭で調理している様子や完成した料理の写真等を、一人一台端末を活用して学校に提出する課題にするなど、学習を代替する対応をとっています。

次に(2)でございます。

学校行事は、子どもの心を育て、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育む機会になるとともに、学級集団はもとより学年や全校の集団を育成し、よりよい人間関係を形成する上でも効果的な教育活動と考えます。学校教育目標や経営方針が異なりますので、学校行事の内容にも相違はあるものの、コロナ禍においても、感染対策を講じながら学習指導要領に基づいた学校行事を実施しております。

また、各学校では、学校行事に取り組んだ後、児童生徒が自己の活動を振り返り、次の活動につながる事後指導を行っております。振り返りを掲示したり、キ

ヤリアパスポートとしてまとめたりすることで、子ども自身が自己の成長に気づき、さらなる成長を目指すための目標設定にもつながっております。

今後も、児童生徒が自己の生き方について考える機会となる事前・事後指導を充実させた学校行事を実施するよう、学校に働きかけてまいります。

次に（3）でございます。

新型コロナウイルス感染症は終息には至っておりませんが、今後、感染法上の位置づけが2類相当から5類に移行され、様々な制約が緩和されるとの報道を受け、教育委員会では、過日の定例校長会で、令和5年度の学校行事や体験活動等について、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を計画するよう改めて指導しました。

来年度の学校行事については、現在、各学校で検討中ですが、「学年ごとに実施していた運動会を、全校一斉に変更して実施する」「無観客でオンライン配信していた音楽会を、観客を入れ替え制にして実施する」など、制限を緩和する方向で検討していると伺っております。

明治から続く学校教育は今、これまでの良さを受け継ぎながらも、学校における働き方改革とICTを活用するGIGAスクール構想を強力に推進しながら、新学習指導要領を着実に実施することが求められています。コロナ後の学校行事についても、大谷議員のお話のように、従来と同じではなく、児童生徒や保護者、地域の皆様と知恵を出し合い、集団の一員として、よりよい人間関係づくりを学び、充実した学校生活を送ることのできる創意工夫ある学校行事となるよう指導してまいります。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 3-4 | 通告第 12 号 | 貴志 信智 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

3 時代に合わない校則の見直しを

《質問の要旨》

- (1) 市内中学校のうち、防寒着に関してルールを設けている学校は存在するのか伺う。仮に存在するとすれば、教育委員会はその妥当性をどのように評価するか、見解を伺う。
- (2) インターネット上で中学校の防寒着に関して独自の調査をしたところ、57件の回答のうち87%が、防寒着に関するルールが存在すると認識していた。また「部活のウインドブレーカーならば着用できる」と言う回答は32件(回答件数のうち56%)であり、部活用のウインドブレーカーならば着用できるという認識が広がっていることも分かった。防寒着は健康に

も関わる重要なアイテムである。着用に関するルールに誤解が生じているのであれば、教育委員会が見解を示し、それを生徒に周知する必要があるのではないか。市の見解を伺う。

- (3) 現在、通学時のカバンを指定して購入させたり、靴の色を指定している学校は市内何校存在するのか、それぞれ伺う。また、そのような指定の妥当性を教育委員会はどのように評価するか、見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

防寒着に関しましては、市内のすべての中学校において、部活動で使用するウインドブレーカーだけでなく、家庭で購入したウインドブレーカー、及びコート等の着用を認めており、指導する上でのルールとして定めております。

教育委員会といたしましては、防寒着について生徒の健康・安全への配慮を第一に検討するよう、引き続き学校に働きかけてまいります。

次に、(2) でございます。

防寒着をはじめ生徒が校内及び上下校で着用する服装等については、各学校で健全な学校生活を送るために校則等において一定の「決まり」を定め、入学前の説明会や入学後の保護者会、生徒に対しては学級指導等で説明しております。

部活動のウインドブレーカーの取り扱いも含め、防寒着の着用につきましては、学校と家庭また生徒間に誤解が生じないように指導してまいります。

次に、(3) でございます。

通学時のカバンを指定している中学校は4校ございます。他の6校については、指定のカバンはございませんが、「学用品等が入るものであり、肩掛けや背負うものなど、安全に配慮されたカバンを使用するよう」校則等で定めております。

靴については、全ての中学校において、「体育の授業等で活動するのに適した運動靴である」としております。うち6校については、色の指定がございます。

通学用のカバンや靴の取り扱いも含め、校則は、児童生徒の発達段階や学校や地域の状況、時代の変化等を踏まえ、学校教育目標の具現化に向けて最終的には校長が判断し制定するのですが、令和4年12月に12年ぶりに文部科学省は「生徒指導提要」を改正しており、その中で校則等についての運用・見直しを求めております。

校則に基づく指導は、児童生徒が自分事としてその意味を理解して、自分たちで守るよう指導していくことが重要で、絶えず見直し、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で、最終的には校長が制定することとしてお

ります。これを受け教育委員会では、定例校長会等で、改定された生徒指導提要の趣旨を踏まえ、カバンや靴等も含めて校則の見直しを行うよう指導しております。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 3-6 | 通告第 20 号 | 川内 鴻輝 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

3 卒業式や入学式でのマスク着用について

《質問の要旨》

- (1) 卒業式や入学式でのマスク着用の方針について伺う。
- (2) マスクの着用を推奨しない場合、どのような呼びかけを行うのか伺う。
- (3) マスクの着用を推奨しない場合、どのような感染対策を講じるのか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して、ご答弁申し上げます。なお、(1)から(3)のご質問については、関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

教育委員会では、これまで文部科学省や埼玉県教育委員会からの通知に基づき、活動場面に応じたマスクの着脱について、各学校に通知し、適切な対応を求めてきたところでございます。

そのなかで、令和5年2月10日付けの文部科学省からの通知において、卒業式における対応につきましては、「式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする」ことや、効果的な換気対策、咳エチケットの推奨、手の消毒等の必要な感染症対策を講じることといった方針が示されました。

また、この通知では、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」旨、併せて示されたところでございます。

今後も、マスク着用についての新たな基準や方針等が示された場合は、それに従い速やかに各学校に通知してまいります。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 3-6 | 通告第 20 号 | 川内 鴻輝 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

4 栗橋小学校の校庭に隣接する排水溝の改善を求める

《質問の要旨》

(1) 栗橋小学校の校庭に隣接する排水溝が凸凹している。改善を求める。市の見解を伺う。

(2) 改善する予定があるとすれば、時期について伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

なお、(1)、(2)は関連がございますことから、一括してご答弁申し上げます。

学校内の舗装通路と校庭の間に設置されている排水側溝の一部について、樹木の根や学校関係車両の通行による影響と思われる、ずれや傾きを確認いたしましたことから、今後、修繕方法及び時期について検討してまいります。

| | | |
|----------|----------|---------|
| 発言番号 3-7 | 通告第 25 号 | 新井 兼 議員 |
|----------|----------|---------|

《質問事項》

4 市有財産となっているピアノの有効活用を図っていくべき

《質問の要旨》

(1) 統廃合となった江面第二小学校、菖蒲南中学校、休校となった上内小学校で使用されていたピアノの利活用状況について伺う。

【答弁原稿】

大項目4の(1)のご質問に対してご答弁申し上げます。

旧江面第二小学校には、グランドピアノが2台ございました。

そのうち1台については、生涯学習施設「まなびすポット」において、もう1台については、太東中学校においてそれぞれ活用しているところでございます。

旧菖蒲南中学校には、グランドピアノが2台ございます。

そのうち1台については、久喜東中学校での活用を予定しており、もう1台については、活用を希望する学校等がないため、売却処分を予定しているところでございます。

上内小学校には、グランドピアノが2台、アップライトピアノが1台ございます。これらにつきましては、新設を予定している義務教育学校での活用を予定していることから、校内に保管しているところでございます。

| | | |
|----------|----------|---------|
| 発言番号 3-7 | 通告第 25 号 | 新井 兼 議員 |
|----------|----------|---------|

《質問事項》

4 市有財産となっているピアノの有効活用を図っていくべき

《質問の要旨》

(3) 寄贈等を含めた市有財産となっている利活用可能なピアノをストリートピアノとして期間限定で設置し、好評であれば常設するなどの検討はできないか。

【答弁原稿】

大項目4の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

本市では、音楽の素晴らしさや楽しさに触れることで、市民の皆様が交流を深めることができるよう、「音楽の街・久喜市」として様々な取組みを進めているところでございます。

そのような中、このたびご提案いただきましたストリートピアノの設置については、誰もが気軽に発表することができる場を提供するとともに、音楽を通じた新たな交流を生むきっかけになるものと考えております。

このようなことから、教育委員会が所有するピアノについて、ストリートピアノとして活用できないか、検討を進めてまいります。

| | | |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 4-2 | 通告第 8 号 | 春山 千明 議員 |
|----------|---------|----------|

《質問事項》

4 「令和の日本型学校教育」においてのコミュニティスクールの在り方とは

《質問の要旨》

(1) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指す上での久喜市の学校教育は具体的にどのようなものなのか。

(2) 教育界全体で教育DXが進む中、以下伺う。

ア 教育DXが進む中、その対応で学校現場は先生方が今まで以上に多忙化している状況だといわれているが現状はいかがか。

イ 「令和の日本型学校教育」では「地域とともにある学校」という考え方には入っているか。

ウ これまでと地域、PTAとのかかわり方が変わってきた現状があり、新たな課題が散見される。久喜市教育委員会の認識、考え方を伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに（1）でございます。

中央教育審議会は、令和3年1月今後の全ての子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指し、「令和の日本型学校教育」の構築を公表しました。

答申では、Society5.0の複雑化した現代社会と予測困難な時代の到来を見据え、その対策としてICTの活用や学習指導要領の確実な実施をとおして、我が国の従来の教育を発展させることを目的として示されました。

これを受け、本市では「ALL KUKI 教育改革プロジェクト」として①次代の世界で活躍する「未来を拓く力」を育むこと、②人とともに生きる「豊かな感性・尊重する心」を養うこと、③「絆を深め、地域社会と連携した教育」を推進することの3つの柱で教育の充実に取り組んでおります。

その中でも1つ目の柱についてICTを活用した教育を推進し、より具体的な柱として、「久喜市版未来の教室4プラス1」のコンセプトをもとに様々な取組を進める中で「令和の日本型学校教育」を推進しています。

次に（2）アでございます。

教育DXは、教育システムにおいてデジタル技術を活用することにより、児童生徒、教職員、学校、教育システム全体に対して効率的で効果的、かつ学習の質と効率を向上させることを目的とした取組であり、これは、教職員の業務の効率化と業務の削減につながるものと考えます。

現在、教育界全体が過渡期にあり、教育DXを見据えた取組を進めている本市においても、デジタルスキルの取得差などにより、多忙感を感じている教職員がいるものと考えております。

教育委員会では、教職員一人一人のスキルやニーズに応じた研修をとおして、ICTを活用した業務の効率化をより一層加速させ、教育DXに移行する中で、多忙感の軽減を図ると同時に、児童生徒と向き合う時間を確保し、更なる教育の質の向上に取り組んでまいります。

次に、イでございます。

答申にもありますが、質の高い学校教育を実現させるためには、学校だけで取組を進めるのではなく、学校運営協議会の権限の一つに「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」があるように、地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていくことが重要であると捉えております。そのようなことからも、「地域とともにある学校」という考え方は「令和の日本型学校教育」実現に向け、より一層重要なものと考えております。

次に、ウでございます。

久喜市は全国でもいち早く市内全ての小・中学校がコミュニティスクールに

移行したことから、市内外から多くの視察を受け入れ、先進自治体として全国を牽引してまいりました。

コミュニティスクールは、学校と保護者と地域の皆さんとともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともににある学校」を進める仕組みですので、熟議・協働は欠かせません。

しかし、ここ数年は新型コロナウイルス感染症など、学校を取り巻く環境が急速に変化し、学校に携わっていただいている方々との十分な熟議がなされなかった事例もあったと認識しています。

学校と家庭、地域が教育ビジョンや学校の課題等を共有し、熟議を重ねながら、各学校の特色ある学校づくりに取り組むことは重要です。より質の高い熟議をおした学校運営、地域から信頼される学校づくりがなされるよう、教育委員会としても引き続き学校を支援してまいります。

発言番号 4-3

通告第 17 号

園部 茂雄 議員

《質問事項》

1 樹木管理について適正に行うべき

《質問の要旨》

(2) 市内小中学校の高木・老木の管理方法について伺う。

【答弁原稿】

次に、(2) でございます。

低木や生け垣の剪定など、樹木の日常的な管理は各小中学校で行っておりますほか、学校での対応が困難な高木の剪定などは、教育委員会において行っているところでございます。

今後も、学校と連携を図りながら、樹木の状況を把握し、適正な維持管理に努めてまいります。

発言番号 4-4

通告第 23 号

川辺 美信 議員

《質問事項》

3 学校給食費の無償化に向けて、梅田市長の政治決断を

《質問の要旨》

無償化の対象を拡大し、全ての児童生徒の学校給食費を無償化すべき。市長の

決断を伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

令和5年度の学校給食費につきましては、新たに市の独自財源を投入し食材費の高騰分を負担することで、子育て世帯の生活を支援してまいります。

また、多子世帯への経済的な支援として、引き続き、学校給食費の補助を行つてまいります。

このようなことから、全ての児童生徒の学校給食費を無償にすることは考えていません。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 4-6 | 通告第 21 号 | 猪股 和雄 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

3 学校給食センターの残菜を堆肥化するよう求めるが、いかがか

《質問の要旨》

(1) 学校給食センター稼働後、残菜率が増加しているが、令和4年度上半期の残菜率について伺う。増加傾向が続いている場合、その原因と評価を伺う。

(2) 学校給食の残菜の堆肥化を進めるため、以下の方について考え方を伺う。
ア 各学校又は学校給食センターに生ごみ処理機を設置して堆肥化する方
式を検討されたい。見解を伺う。

イ 民間のリサイクル工場で堆肥化してはいかがか。見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

学校給食における残滓率（ざんしりつ）につきましては、令和2年度が10.3パーセント、令和3年度が11.3パーセント、令和4年4月から同年9月までが11.7パーセントでございまして、令和2年度から令和3年度は上昇傾向、令和3年度から令和4年度はほぼ横ばいで推移しております。

この結果につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、分散登校や学級閉鎖、黙食を実施したことなど、様々な要因があると考えられるところでございますが、コロナ禍においては、原因を特定するまでに至っていないところでございます。

次に、(2) のア、イは関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

学校給食の残滓（ざんし）や給食の調理工程で発生する野菜の皮や芯などの廃棄物を堆肥化することについては、SDGsの理念を踏まえた地域循環社会の形成や環境保全型農業の推進に繋がる取り組みであると認識しております。

一方で、この取り組みを実施するためには、限られた敷地内において施設や設備の設置場所を確保することや堆肥の活用方法など、多くの課題がございます。

このため、学校給食の残滓等（ざんしどう）を堆肥化することにつきましては、今後、先進自治体の取組事例について、調査研究してまいります。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 4-6 | 通告第 21 号 | 猪股 和雄 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

6 市内10中学校の「決まり」「校則」「生徒心得」について、不斷に検証、見直していく必要がある。以下についての認識、見解を問う。

《質問の要旨》

- (1) 全国でいわゆる「ブラック校則」などとして問題化しているが、教育委員会では、それらを評価することは考えていなかったということか。
- (2) 服装についての決まりを比較すると、男子、女子で分けている学校がいくつかある。
ア 性的マイノリティ、特に性同一性障害の生徒に対する配慮をどう考えるか。この「男女」は自認する性か。本人の自認の意識に応じて当事者が選択できるのが好ましいと考えるが、いかがか。
イ 「男子：学生服」「女子：セーラー服 希望する生徒はスラックス可」としている学校があるが、これは許可制か、申告・申請・申し出などはしないで、本人の自主的選択か。
- (3) 服装で、明確に「男子」「女子」とは書かずに、ズボン、スラックス、スカートを規定している学校が多い。これは本人の性自認の意識に応じて選択できると考えてよいか。
- (4) 冬期の登下校時の服装で、全部の学校でコートやウインドブレーカーを認めているが、ウインドブレーカーは「上着のみ」としている学校があるのは、なぜか。「下」を認めない理由は何と考えられるか。
- (5) 夏期と冬期を明確に区分けしている学校と、「移行期」などとしている学校もある。いずれにしても気候の変動に応じて柔軟な判断が必要ではないか。
- (6) 多くの学校で整髪料は禁止している。身だしなみは大切なことと思うが、いっさいの整髪料を禁止する理由は何か。

- (7) 教室以外の専用の更衣室を設けるべきではないか。女子についても更衣室が設けられない学校はどれくらいあるか。その理由は何か。
- (8) 「日傘を使用してもよい」と規定している学校が1校だけあるが、気候変動の中で、他の学校ではどうか。
- (9) 多くの学校は「決まりを守ろう」とだけ書いてあるが、生徒とともに考え、不斷の見直しをしていくような校則が望ましいと考えるが、教育長の見解を問う。

【答弁原稿】

大項目6のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもので、各学校は教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長が制定するものであります。

校則の見直しついては、各学校が自主的に行っておりますが、令和4年12月、国が12年ぶりに「生徒指導提要」を改訂したことから、現在、改訂の趣旨を踏まえた校則等の見直しを行っているところでございます。

教育委員会では、校長会等をとおし、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえるとともに、見直す際は児童生徒が参加することや学校運営協議会でも議論を行うこと、また、ホームページ等に掲載することを要請したところでございます。

次に、(2) のアでございます。

各学校の服装につきましては、性同一性障害を含む性的マイノリティの生徒に対する配慮として、スラックスや学生服等の着用は、本人の自認する性に基づき、どのタイプの服装を身に付けてもよいとしております。

次に、イでございます。

希望によりスラックスの着用を認めている学校については、すべての学校で、許可制ではなく、本人が自主的に選択できるように取り扱うこととなっております。

次に、(3) でございます。

男子、女子とは明記せずにスラックス、スカート等を規定している学校については、これらの中から選択できるという扱いであり、本人の性自認により選択することが可能となっております。

次に、(4) でございます。

全ての中学校が、ウインドブレーカーのズボンを防寒着として認めておりますが、制服を着用する際には上着のみという学校が2校ございます。入試などの際にスカートの下にウインドブレーカーを履くことが身だしなみとしてふさわしくないこと、制服の上にズボンを重ねて履くことにより動きにくくなることから安全性を考慮したためとのことです。防寒対策として柔軟に対応できなか検討していただいております。

次に、(5) でございます。

衣替えについては、各学校により対応が分かれており、1校については衣替えの期間を設けておらず、残りの9校は冬季と夏季のどちらの服装でもよいとする移行期間を定めています。また、近年は冬季の期間においても暑い日があり、各学校では夏季以外においても上着を着用しないで登下校したり体育着での登校を認めたりなど、気候の変動に応じて柔軟な対応をとっています。

次に、(6) でございます。

身だしなみを整えることはもちろん大切なことと考えます。整髪料については、中学生としてふさわしい身だしなみを乱すような髪型に加工することの懸念や整髪料そのものは是非を判断することが難しいことから、多くの学校で禁止となっていますが、この件についても、生徒会等で「自分たちの校則」という観点から検討していただきたいと考えます。

次に、(7) でございます。

市内の中学校において、空き教室等を更衣室として確保しているのは4校、教室を着替えの場所としている学校は6校ございます。いずれの学校におきましても、制服の中に体育着・ハーフパンツを着用しており、問題なく制服からジャージ等に着替えることができており、特に配慮が必要な際には、多目的室等の特別教室で着替えができるように対応しているとのことです。

次に、(8) でございます。

日傘の使用について校則で規定されている学校は2校のみですが、他の8校においても、日傘を使用してよいこととしており、学校だより等でお知らせしています。

次に、(9) でございます。

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由について説明し、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るよう指導していくことが重要であります。

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、

自身がその根拠を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものになると考えております。

教育委員会といたしましては、校則や学校生活上の規則について、学級や生徒会で確認したり議論したりする機会を適切に設け、積極的に校則を見直していくとともに、学校運営協議会等でも議論していただき、信頼される学校づくりにつながるよう指導してまいります。

イ 久喜市議会令和5年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

| 久喜市議会 | | | | 教育委員会 審議等状況 |
|-------------|--|------------------------|----------|---------------------|
| 議案番号 | 件 名 | 上段：上程年月日 下段：議決年月日 | 議決 結果 | |
| 議案 第103号 | 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）について | 令和5年2月13日 令和5年3月20日 | 可決 | 令和5年2月定例会 教育長報告ア |
| 議案 第109号 | 令和5年度久喜市一般会計予算について（原案） | 令和5年2月13日 令和5年3月20日 | 可決 | 令和5年1月定例会 議案第4号 |
| 議案 第116号 | 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 令和5年2月13日 令和5年3月20日 | 可決 | 令和5年1月定例会 議案第3号 |

久喜市教育委員会委員の任命について

| 久喜市議会 | | | | 任期・期間等 |
|-------------|-------------------|------------------------|----------|--|
| 議案番号 | 件 名 | 上段：上程年月日 下段：議決年月日 | 議決 結果 | |
| 議案 第135号 | 久喜市教育委員会委員の任命について | 令和5年3月20日 令和5年3月20日 | 同意 | 山中大吾（再任） 任期 4年 〔令和5年5月21日～ 令和9年5月20日〕 |

※上記は、市長部局所管案件（人事課）のため教育委員会への議案等の提出はありません。

ウ 久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申について



久学審第16号
令和5年3月27日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 山本 千恵

久喜市立本町小学校の学校統廃合等の方向性について（答申）

令和4年6月8日付け久教学第258号において諮問のあった標記の件について
慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

久喜市立本町小学校は、校舎等の施設や設備の老朽化が著しく、教育環境の改善
が喫緊の課題となっており、また、隣接する久喜市立久喜北小学校は、将来的に児
童数の減少が見込まれています。

子どもたちのことを第一に考えますと、久喜市立本町小学校の老朽化の解決に
向けて、今後の児童数の見込み、現状の学校施設の利用状況、関係学校の歴史的経
緯などを踏まえつつ、統合した場合の方向性を決定し、早急に教育環境の改善を図
る必要があると考えます。

つきましては、将来的に久喜市立本町小学校と久喜市立久喜北小学校の統合が
必要となった場合は、新校の位置を現在の本町小学校の位置とすることが望まし
いと考えます。

附帯意見

学校の統合等の適否については、関係学校の保護者や地域住民の意見に十分配
慮しながら、検討することを要望します。

また、学校の統合にあたっては、新校舎の建設を視野に入れ、更なる教育環境の
整備を図るよう要望します。

エ 令和5・6年度久喜市教育委員会研究委嘱について

令和5・6年度 久喜市教育委員会研究委嘱

| | 学校 | 【委嘱課題】 | 研究委嘱 |
|---|--------|---------------|---|
| 1 | 菖蒲小学校 | 【体力向上】 | いのちの大切さを実感し、 たくましく生きる児童の育成 |
| 2 | 東鷺宮小学校 | 【学力向上】 | AI 時代を生き抜く思考力・想像的読解力 と資質・能力の育成 ～主体的に取り組む学習環境の充実を通 した授業デザイン、学習活動の研究～ |
| 3 | 栗橋西小学校 | 【学びの STEAM 化】 | 学びの STEAM 化を目指す 教科横断的な学習の推進 ～ESD の視点を取り入れた 探究的な学びの工夫～ |
| 4 | 青毛小学校 | 【個別最適な学び】 | 一人残らずすべての子の可能性を引き出 す、個別最適な学びの実践を通した授業設 計・指導法の在り方に関する研究 |
| 5 | 鷺宮西中学校 | 【学力向上】 | 確かな学力の定着と 学びを生かす思考力の育成 ～個別最適な学びと協働的な学びに 向けた学習支援と授業改善～ |
| 6 | 江面小学校 | 【学力向上】 | 主体的に学びに向かい、対話や協働、クラ ウドの活用によって思考を深め、自分の成 長を実感する児童の育成 |
| 7 | 桜田小学校 | 【人権教育】 | 子供たちの多様な可能性を引き出し、 Well-being を高める授業設計に関する研 究 ～主体的なクラウド活用と、個別最適な学 び、協働的な学びを通した資質能力の育成 ～ |

**教育長報告オ 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきまして
は、人事案件であるため非公開です。**

**教育長報告力 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきまして
は、人事案件であるため非公開です。**

教育長報告キ 「久喜市教育委員会表彰について」につきましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。

**教育長報告ク 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。**

【職種】

- 1 教育活動指導員**
- 2 学校業務員**

教育長報告ヶ 「久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

教育長報告コ 「久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指定について」につきましては、人事案件であるため非公開です。